

基本部分				注		注	注	注	注	
				利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	中山間地域等に居住する者又は同一建物から利用する者へのサービス提供加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)	要支援1	1,798 単位 (59 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	+5/100	-376単位	
	(2)	要支援2	3,621 単位 (119 単位)						-752単位	
ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	(1)	要支援1	436 単位 ※1月中で4回まで						-94単位	
	(2)	要支援2	447 単位 ※1月中で8回まで						-47単位 (片道につき)	
ハ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき + 100 単位)										
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき + 240 単位)										
ホ 栄養アセスメント加算 (1月につき + 50 単位)										
ヘ 栄養改善加算 (1月につき + 200 単位)										
ト 口腔機能向上加算	(Ⅰ) (1月につき + 150 単位)									
	(Ⅱ) (1月につき + 160 単位)									
チ 一体的サービス提供加算 (1月につき + 480 単位)										
リ サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	要支援1 (1月につき + 88 単位)								
		要支援2 (1月につき + 176 単位)								
	(Ⅱ)	要支援1 (1月につき + 72 単位)								
		要支援2 (1月につき + 144 単位)								
	(Ⅲ)	要支援1 (1月につき + 24 単位)								
		要支援2 (1月につき + 48 単位)								
ヌ 生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	(1月につき + 100 単位) ※3か月1回を限度とする。								
	(Ⅱ)	(1月につき + 200 単位)								
ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ)	(1回につき20単位を加算) (※6か月に1回を限度)								
	(Ⅱ)	(1回につき5単位を加算) (※6か月に1回を限度)								
ヲ 科学的介護推進体制加算 (1月につき + 40 単位)										
ワ 介護職員等処遇改善加算	I	(1月につき千分所定単位)	92 /1000)	※ 所定単位数は、イからワまでにより算定した単位数の合計						
	II	(1月につき千分所定単位)	90 /1000)							
	III	(1月につき千分所定単位)	80 /1000)							
	IV	(1月につき千分所定単位)	64 /1000)							
	(1)	(1月につき千分所定単位)	81 /1000)							
		(2)	(1月につき千分所定単位)							76 /1000)
		(3)	(1月につき千分所定単位)							79 /1000)
		(4)	(1月につき千分所定単位)							74 /1000)
		(5)	(1月につき千分所定単位)							65 /1000)
		(6)	(1月につき千分所定単位)							63 /1000)
		(7)	(1月につき千分所定単位)							56 /1000)
	V	(8)	(1月につき千分所定単位)							69 /1000)
		(9)	(1月につき千分所定単位)							54 /1000)
		(10)	(1月につき千分所定単位)							45 /1000)
		(11)	(1月につき千分所定単位)							53 /1000)
		(12)	(1月につき千分所定単位)							43 /1000)
		(13)	(1月につき千分所定単位)							44 /1000)
		(14)	(1月につき千分所定単位)							33 /1000)

：支給限度額管理の対象の算定項目

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。